

陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等が同一施設等に所在する場合における施設の管理等の業務の処理に関する訓令を次のように定める。

昭和32年4月3日

防衛庁長官 小滝 彬

陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等が同一施設等に所在する場合における施設の管理等の業務の処理に関する訓令

改正	昭和34年12月2日庁訓第66号	昭和57年4月30日庁訓第19号
	昭和36年3月29日陸自内訓第1号	平成9年1月17日庁訓第1号
	昭和41年4月11日庁訓第13号	平成20年3月25日省訓第12号
	昭和53年1月13日庁訓第1号	平成21年7月29日省訓第48号

(目的)

第1条 この訓令は、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関（以下「自衛隊の部隊等」という。）のうち幕僚長の監督を異にするものが二以上同一又は近接の施設に所在する場合における施設の管理等の業務を能率的、かつ、経済的に処理するために必要な事項を定めることを目的とする。
(管理等の業務の処理)

第2条 自衛隊の部隊等のうち幕僚長の監督を異にするものが二以上同一又は近接の施設に所在する場合には、関係の統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）が協議して定めるところにより、陸上自衛隊の駐屯地司令若しくは駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあっては駐屯地業務を担当する部隊若しくは機関の長。以下同じ。）、海上自衛隊の部隊若しくは機関の長又は航空自衛隊の基地司令若しくは基地業務を担当する部隊若しくは機関の長（以下「駐屯地司令等」という。）のうち当該協議により定められた者が、当該施設に所在する他の駐屯地司令等、自衛隊情報保全隊司令若しくは当該部隊の隷下部隊の長又は自衛隊指揮通信システム隊司令（以下「他の司令等」という。）に係る次の各号に掲げる職務の全部又は一部を行うものとする。ただし、各幕僚長の協議によりその必要がないと認められた場合には、この限りでない。

- (1) 施設の管理に関すること。
- (2) 施設の警備及び防火に関すること。
- (3) 給養に関すること。
- (4) 衛生に関すること。

(5) 電話施設の管理及び運営に関すること。

(6) その他各幕僚長の協議により定められた事項に関すること。

2 駐屯地司令等は、前項本文の規定により他の司令等の職務の全部又は一部を行う場合には、当該職務の執行の方法その他必要と認める事項について他の司令等の意見をきかなければならない。

3 駐屯地司令等は、第1項本文の規定により他の司令等の職務の全部又は一部を行う場合には、当該施設に所在する自衛隊の部隊等の長の職務執行の支障とならないように留意しなければならない。

(規律の統一等の業務の処理)

第3条 前条第1項本文の規定により他の司令等の職務の全部又は一部を行う駐屯地司令等（駐屯地業務隊長を除く。）は、当該他の司令等との協議により、施設内及びその周辺における隊員の規律及び秘密保全について統一をはかるものとする。ただし、各幕僚長の協議により、その必要がないと認められた場合には、この限りでない。

第4条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、各幕僚長が協議して定める。

附 則

1 この訓令は、昭和32年4月3日から施行する。

2 陸上自衛隊及び航空自衛隊の部隊等が同一施設に所在する場合の業務処理に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第11号）は、廃止する。

3 陸上自衛隊の駐屯地司令が管理する施設に航空自衛隊の部隊等が所在し、又は航空自衛隊の基地司令が管理する施設に陸上自衛隊の部隊等が所在する場合における当該所在地において行なう航空管制に関し必要な運用統制は、なお従前の例によるものとする。

附 則（昭和34年12月2日庁訓第66号）

この訓令は、昭和35年1月14日から施行する。

附 則（昭和36年3月29日陸自内訓第1号）（抄）

この訓令は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月11日庁訓第13号）

この訓令は、昭和41年4月11日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日庁訓第1号）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日庁訓第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号）

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。